

建設機械等レンタル基本約款

(2024年4月1日制定・施行)

株式会社アスク

第1条 (総則)

1. 建設機械等レンタル基本約款(以下「本約款」という。)は、賃借人(レンタルをご利用されるお客様)を甲、賃貸人(株式会社アスク)を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
2. 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス(以下、動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。)を提供する。
3. 乙は、いつでも本約款を変更することができるものとし、本約款が変更された場合には、甲はこれに拘束され、物件毎のレンタル契約(以下「個別契約」という。)の内容(当該変更時点で既に締結されている個別契約については、当該変更後の当事者間の権利関係について)は変更後の本約款の内容に従う。乙は、乙の各拠点で掲示する方法またはWebサイトにて公開する方法その他適宜の方法により変更後の約款の内容を甲が知りうる状態にする。

第2条 (個別契約)

1. 個別契約は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
2. 甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして申し込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。
3. 個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
4. 個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえで決定する。

第3条 (レンタル期間)

1. レンタル期間は、貸出日(レンタル開始日)から返却日(レンタル終了日)までとする。
2. 個別契約に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。

第4条 (レンタル料)

1. レンタル料とは、商品の貸出料、及びそれに付帯する料金を指す。甲は乙に対し、個別契約での取り決めに従って、商品の貸出料及び商品の貸出料に付帯する料金として、以下に定める料金を支払わなければならない。
 - (1) (第5条に定める)基本管理料
 - (2) (第6条第2項に定める)補償料
 - (3) その他、甲乙間にて合意された付帯料
2. レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間(以下「不使用期間」という。)については、原則として、甲は乙に対し、当該期間にかかるレンタル料を支払わなければならない。ただし、甲が乙に不使用期間を遅滞なく申告し、かつ当該不使用期間において物件の稼働実績が認められない場合、乙は不使用期間にかかる甲のレンタル料の支払いを免じることができる。
3. 本条第1項のレンタル料は、稼働時間単位で課金する場合を除き、日極契約の場合は午前0時から午後24時までの間の8時間、月極契約の場合は1ヵ月160時間以内の稼働を前提とし、物件がこの時間を超えて使用される場合は別途追加のレンタル料が生じる。ただし、その詳細は、甲乙間個別契約において定める。
4. 甲は、個別契約に係るレンタル料及びこれにかかる消費税を、別途甲乙間で締結した「建設機械等レンタル基本契約書」の第5条2項で定めた期限までに、乙が指定する銀行口座に

振り込む方法で支払う。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、甲の負担とする。
また、甲と甲が利用する金融機関との間でレンタル料の決済をめぐって紛争が発生した場合、甲が自らの責任と負担で解決するものとし、乙は一切の責任を負わない。

第5条 (基本管理料)

甲は、物件の引き渡し時に、現場において速やかに且つ安全に使用できる状態にするため、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を乙に支払う。

第6条 (補償料)

1. 甲は、レンタル期間満了後の物件の返還にあたって、レンタル開始時の現状に復して物件を乙に返却する義務を負い、レンタル期間中の物件の管理（破損、盗難等）については、甲が全ての責任を負う。
2. 乙は、レンタル期間中の物件が破損、盗難等の不慮の事故に遭遇した場合に備え、甲乙間の取り決めに基づき、補償制度を設けることがある。補償制度を設けた場合、甲は同制度の適用を受けるために乙に対し補償料を支払う。ただし、同制度があらかじめ補償対象外と規定している事由に該当する場合は、補償料支払いの如何にかかわらず同制度の適用はない。

第7条 (保証金)

1. 乙は、本約款に基づく甲の債務履行を担保するため、甲に対し保証金を要求することができる。甲は、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を乙に預託する。この保証金に利息は付さない。
2. 乙は、甲に第35条1項各号の一つに該当する事由が生じたときは、保証金をもってレンタル料を含む甲の乙に対するすべての債務の弁済に充当できる。

第8条 (物件の引渡し、免責)

1. 甲が乙から物件の引渡しを受けるときは、乙は甲に対して出庫伝票を交付し、甲又は甲から受領の権限を付与された者は借り受けた物件について乙が発行した出庫伝票（控）に受領サインを行い乙に提出する。
2. 乙は、レンタル期間の開始日までに甲に物件を引き渡さなければならない。ただし、乙の側の事情によりレンタル期間の開始日より前に物件を引き渡した場合、引渡日からレンタル期間の開始日の前日までに発生するレンタル料は無償とする。
3. 物件の引渡しは、原則として乙の事業所内とする。
4. 前項以外の場所にて物件の引渡しを行う場合は、輸送費及びそれに伴う一切の費用は甲の負担とする。
5. 甲又は甲の工事責任者等が乙に物件引渡しのための運送を依頼し、乙の運送手配が終了した後は、甲は如何なる事由があっても甲の責任により運送費を乙に支払わなければならない。
6. 乙は、物件の引渡しのため、甲の現場内に立ち入る際は甲の指示に従う。
7. 物件の搬出入・運送・積み降ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合又は甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任とする。
8. 乙は、台風、竜巻、洪水、高潮、地震、噴火、津波等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、

交通制限、争議行為、第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡しが無能となった場合、その責を負わない。

第9条 (物件の検収)

1. 甲は、物件受領後直ちに、乙が発行する出庫伝票及び法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能及び数量等が契約に適合すること（以下「契約適合性」という。）を確認する。
2. 甲は、前項の検収において契約不適合を発見した場合、直ちに乙に対し書面で通知しなければならない。引渡し後、直ちに物件の契約不適合の通知がなかった場合、物件は正常な状態で引き渡されたものとみなす。
3. 乙が前項の通知を甲から受けた場合、乙は乙の責任において物件の修理又は代替の物件を引渡す。

第10条 (契約不適合責任)

1. 乙は甲に対して、物件の引渡し時において、物件の契約適合性についてのみ責任を負うものとし、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。
2. 物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
3. 乙の責によらない物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害(工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、逸失利益、機会損失等)については、乙はその責を負わない。

第11条 (物件の保守・管理、月次点検)

1. 甲は、物件の引渡しから返却が完了するまでの間、物件の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し常に正常な状態を維持管理する。
2. 甲は、物件の使用前には、必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い必要な整備を実施しなければならない。
3. 物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
4. 月次点検及び自主点検などを必要とする物件については、甲の責任と負担でこれを行う。乙がこれを行った場合はそれに要した費用を甲は乙に支払う。
5. 前項の規定にかかわらず、物件に関して法律で定められた各種点検（特定自主検査、クレーン検査、定期自主検査、年次点検、車検、法定点検等）については、乙の負担で乙がこれを行う。
6. 甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。

第12条 (物件の検査)

乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル中の物件の使用場所において、その使用法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は、積極的に協力しなければならない。

第13条（禁止事項）

1. 甲は、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると乙が判断する行為をしてはならない。
 - (1) 物件の第三者への譲渡、賃貸、担保提供その他の処分行為
 - (2) 物件の操作、取り扱いを当該物件の機械取扱有資格者以外の者に行わせること
 - (3) 乙の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカー（自動車登録番号標付き車両。以下同じ。）たる物件を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること
 - (4) 物件を所定の用途以外に使用し、又は第16条1項の貸渡証（または貸渡契約書）に記載された運転者及び乙の承諾を得た者以外の者に運転させること
 - (5) 物件を日本国外に持ち出すこと
 - (6) コンピュータ・ウイルスに感染した USB を本サービス用設備に接続する等、本サービス用設備をコンピュータ・ウイルスに感染させる行為又はそのおそれのある行為
2. 甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。
 - (1) 物件に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又は既に付着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること
 - (3) 物件を、個別契約に定められた用法・用途及び本来の用法・用途以外に使用すること
 - (4) 物件を、個別契約に定められた使用場所より他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、又は物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、又は取り外すこと
 - (7) 物件を取扱説明書等でメーカーが定める注意事項を守らずに使用すること
 - (8) 物件を取扱説明書等でメーカーが定める能力範囲、使用環境、使用時間を守らずに使用すること

第14条（環境汚染物質下での使用禁止）

1. 甲は、放射性物質、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の環境下で物件を使用しない。ただし、人命にかかわる等の緊急事態においては、甲乙協議のうえ合意した場合はこの限りでない。
2. 物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処分を直ちに行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。
3. 汚染された物件が返還された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

第15条（レンタカー貸渡に関する追加条項）

物件がレンタカーの場合、前条までの条項に加えて、第16条から第21条を適用する。

第16条（貸渡証による個別契約と必要書類）

1. 甲は、監督官庁の基本通達（注）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第18条1項に規定する貸渡証（または貸渡契約書）に、甲が指定し実際にレンタカーを運転する運転者（以下「運転者」という。）の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載するために、

乙に対し、運転者の運転免許証の提示及びその写しの提出することを予め了承する。

(注) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自旅第138号 平成7年6月13日)の2、(10)及び(11)のことをいう。

2. 乙は、個別契約の締結にあたり、甲及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがある。
3. 甲は、個別契約の締結にあたり、レンタル期間中に甲及び運転者と連絡するためにそれぞれに連絡可能な携帯電話番号等を乙に告知しなくてはならない。

第17条 (日常点検)

甲又は運転者は、レンタル期間が2日以上となる場合には、レンタル期間中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならない。

第18条 (貸渡証の交付、携行等)

1. 乙は、レンタカーを甲(甲の指定する運転者を含む)に引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証(または貸渡契約書)を甲又は運転者に交付する。
2. 甲又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証(または貸渡契約書)を携行しなければならない。
3. 甲又は運転者は、貸渡証(または貸渡契約書)を紛失したときは、直ちにその旨を乙に通知する。

第19条 (駐車違反の場合の処置等)

1. レンタル期間中に物件に関し駐車違反があった場合は、甲又は運転者が自ら違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら駐車違反に係る反則金等を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動・保管・引取等の諸費用(以下「レッカー代等」という。)を負担する。
2. 警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請を受け、若しくは道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。
3. 前項の場合、乙が当該駐車違反に係る放置違反金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該個別契約を解除し、当該物件を甲に使用させないことができる。
4. 甲又は運転者が本条第1項の駐車違反に係る反則金を所定期間内に納付せず、又はレッカー代等を指定期日までに全額を支払わないときは、乙は当該個別契約を解除し、当該物件を甲に使用させないことができる。
5. 乙が2項の放置違反納付金命令を受けたとき、若しくは、甲又は運転手がレッカー代等を乙が指定する期日までに全額を支払わないときは、乙は甲より取得した甲又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システムに登録することができる。
6. 違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第20条 (GPS機能)

1. 甲及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下、「GPS機能」とする。）が搭載されている場合があり、乙所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び乙が当該記録情報を以下の目的で利用することに同意する。
 - (1) レンタルの終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため
 - (2) 甲及び運転者が返却日までに所定の返還場所に物件を返還せず、かつ乙の返還請求に応じないとき、若しくは甲の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるとき、又はその他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため
 - (3) 甲及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため
2. 甲及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、乙が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに予め同意する。

第21条 (ドライブレコーダー)

1. 甲及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、甲又は運転者の運転状況が記録されること及び乙が当該記録情報を以下の目的のため利用することを予め同意する。
 - (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため
 - (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、甲又は運転者の運転状況を確認するため
 - (3) 甲又は運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため
2. 甲又は運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、乙が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示することがあることに予め同意する。

第22条 (事故発生時の措置)

1. 甲及び運転者は、使用中に物件に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとると共に、次に定める措置をとるものとする。
 - (1) 直ちに事故の状況等を乙に報告し、乙の指示に従うこと
 - (2) 前項の指示に基づき物件の修理を行う場合は、乙が別途認めた場合を除き、乙又は乙の指定する工場で行うこと
 - (3) 事故に関し、乙及び乙が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め乙の承諾を得ること
2. 甲又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し及び解決をするものとする。
3. 乙は、事故等発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーが装着されて

いる車両について、事故等の状況を記録し、必要に応じて記録を検証するなどの措置をとるものとする。

第23条 (マシンコントロール機能、マシンガイダンス機能、並びに、その他のオプションサービスの提供の停止等)

1. 乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、オペレータの操作によらず作業機が動く機能（マシンコントロール機能）、オペレータの操作をサポートする機能（マシンガイダンス機能）、並びに、その他のオプションサービス（マシンコントロール機能、マシンガイダンス機能、その他のオプションサービスをまとめて、「オプションサービス」という。）について、全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由によらざる、本サービスを行うにあたり必要なコンピュータ、サーバ、電気通信回線、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアであって、顧客の設備でないもの（以下「本サービス用設備」という。）についての障害
 - (2) 甲の設備の故障・不具合等
 - (3) 甲の設備、並びに、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス
 - (4) 電波の障害（電波が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (6) オプションサービスの提供に必要な第三者のソフトウェア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合
 - (7) 甲による第13条の違反、その他乙の定める手順・セキュリティ基準等の不遵守
 - (8) その他、乙がオプションサービスの提供の停止又は中断が必要と判断した場合
2. 物件のオプションサービスに不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。
3. 本条第1項に定める事由により甲がオプションサービスを利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第24条 (KOMTRAX情報の利用・提供等)

1. 甲は、建設機械等の利用により、KOMTRAX（「KOMTRAX」「KOMTRAX Plus」またはその他の名称で、株式会社小松製作所が運営し提供する、無線通信またはその他のデータ通信の方法による建設機械及び鉱山機械の遠隔監視・管理システム）を通じてサービスメーター、稼働時間、車両位置等の対象機器に関する情報（以下、「KOMTRAX情報」とする。）が収集され、かつ、以下の各号に定める目的のために保管・閲覧・利用されることに同意する。
 - (1) 乙と乙のグループ会社及び乙の委託先（以下、総称して「乙等」とする。）が、甲に対してレンタル・オプションサービス・販売・修理サービスを提供する目的
 - (2) 乙等が、甲へのアフターサービスを実施する目的
 - (3) 乙等が、甲以外の者に対するアフターサービスその他のサポート体制を向上させる目的
 - (4) 乙等並びに、株式会社小松製作所と株式会社小松製作所の子会社・関係会社（以下、総称して「コマツ等」とする。）が、乙等とコマツ等の事業目的（設計、エンジニアリング、生産、販売またはサービス目的を含むがこれらに限定されない）のために、KOMTRAX情報

を閲覧・利用すること

2. 甲は、乙等及びコマツ等が、KOMTRAX 情報に対して統計処理を行った結果、個別ユーザー及び個別の対象機械を特定できなくなった情報、その他の個別ユーザー及び個別の対象機械を特定できなくなった情報について、利用目的を限定されることなく、これを閲覧・利用する場合があることに同意する。

第25条 (レンタルに関する乙の責任)

1. 乙は、甲に対して引渡し時において物件が建設機械や車両としての性能を備えていることのみを担保し、オプションサービスの性能、完全性、正確性、有用性、甲の使用目的への適合性、その他のオプションサービスに関するいかなる保証も行わない。
2. 債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず、個別契約に関して乙が甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、乙の責に帰すべき事由又は乙が本約款若しくは当該個別契約に違反したことが直接の原因で、甲に現実に発生した損害に限定される。乙の甲に対する損害賠償の額は、当該個別契約にかかるレンタル料相当額を上限とする。ただし、甲の乙に対する損害賠償請求は、甲による対応措置が必要な場合には当該対応措置を実施したときに限り行うことができる。
3. 本条第2項以外のその他の損害(事業利益の喪失、秘密情報及びその他の情報の喪失、事業の中断その他の金銭的損失についての損害を含むが、これらに限定されない。)に関しては、乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙は一切責任を負わない。

第26条 (通知義務)

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
 - (1) レンタル期間中の物件について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき
 - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき
 - (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき
2. 物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担でその侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で乙に通知する。

第27条 (個別契約満了時の措置と物件の返還)

1. 個別契約満了時、甲は直ちに物件を乙からの指定がない限り、出庫拠点に返還する。乙は、物件の返還を受けると同時に甲に入庫伝票を交付し、乙は受領サインを行った入庫伝票(控)を甲に交付する。
2. 物件の返還に伴う輸送費及びそれに伴う一切の費用は、甲の負担とする。
3. 物件の返還及び検収は、甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。甲は、検収後14日以内に検収に関する異議を書面により申し立てることができる。ただし、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。
4. 物件の返還は貸し出し時の状態での返還とする。返還時に破損、汚損、欠品等が認められる

場合、甲の責任において現状に復するか、または甲はその費用(修理費、清掃費等)を乙に支払う。

5. 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権及び同時履行抗弁権を行使しない。
6. 甲は、物件の返却が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。

第28条 (損害補償)

1. 台風、竜巻、洪水、高潮、地震、噴火、津波等の自然災害、その他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の物件に損傷、又は滅失、盗難等が発生した場合、甲はこれによって生じた物件の損害について全ての責任を負う。
2. 物件の損傷に対して乙が修理を行った場合、甲はその修理費相当額を乙に支払う。
3. 物件の滅失、盗難等により乙の所有権を回復する見込みがない場合、若しくは物件返却時の検収において物件の損傷が著しく修理不能の場合、甲は別途乙が定める物件の再調達価格相当額を乙に支払う。
4. 物件の修理並びに再調達に時間を要する場合、甲は休業損害に相応した補償金を乙に支払う。

第29条 (法令等の遵守)

甲および乙は、両者の長期安定的な取引関係の維持にあたっては、本契約の誠実な履行のみならず、法令遵守をはじめとしたコンプライアンスが重要な要件であることを認識し、それぞれ社内体制の整備を行い、両者の取引関係に悪影響を及ぼすような法令違反、社会規範からの逸脱、その他一切の不祥事を防止すべく、努力するものとする。

第30条 (反社会的勢力の排除)

1. 本約款において、「反社会的勢力」とは、下記各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体
 - (2) 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員
 - (3) 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体又は個人
 - (4) 前各号の一の他、暴力、威力、脅迫の言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
 - (5) 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
2. 甲及び乙は、相手方に対し、下記各号について表明し、保証する。
 - (1) 自らが反社会的勢力でないこと
 - (2) 自らが反社会的勢力でなかったこと
 - (3) 反社会的勢力を利用しないこと
 - (4) 取締役、執行役、執行役員その他実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと、並びにそれらの者が反社会的勢力と交際がないこと
 - (5) 主要な株主・出資者が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと
3. 甲又は乙は、前項に対する自己の違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告する。

4. 甲又は乙は、相手方が第2項又は第3項の規定に違反した場合又はその合理的疑いがある場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに基本契約及び個別契約等の全部又は一部を解除し、またその解除により生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。

第31条（不返還となった場合の損害賠償及び措置）

1. 甲は、不返還により発生した乙の全ての損害について賠償する責を負う。
2. 乙は、個別契約満了又は第35条に基づく契約解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、甲に対して必要な法的措置をとる。また、乙は、第33条2項の定めに従い、甲より取得した第33条第1項各号に定める情報について、一般社団法人日本建設機械レンタル協会並びに、一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システムに登録することができる。

第32条（個人情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、レンタルやオプションサービス・販売・修理・その他付随する各種サービス等（以下、「各種サービス」とする。）の利用にあたり、相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。以下同じ。）を各種サービスの提供又は提供を受ける目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩してはならず、個人情報の保護に関する関連法令を遵守する。
2. 前項にかかわらず、乙は甲又は甲の指定する者の個人情報を、以下の目的で取得し、利用することができる。
 - (1) 各種サービスに関する基本契約及び個別契約の締結に際し、甲に関する本人確認及び審査を行うため
 - (2) 乙の業務（修理やメンテナンス、運送業務等）を第三者に業務委託するため

第33条（個人情報の登録及び利用の同意）

1. 甲又は甲の指定する者は、乙が前条の目的のために下記情報を収集・保有・利用することに同意する。
 - (1) 甲の代表者、従業員及び甲の指定する者の個人情報
 - (2) 甲の登記、経理に関する情報
 - (3) その他、本契約に関連した甲に関する情報（取引情報を含む）
2. 甲又は甲の指定する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した前項の情報が、一般社団法人日本建設機械レンタル協会及び一般社団法人全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されうること、登録された情報が同協会会員による甲との契約締結審査のため、及び、レンタルの提供のために利用されることがあることについて同意する。
 - (1) 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - (2) 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者が度重なる行政処分を受けたとき
 - (3) 物件使用に関し、乙が道路交通法第51条の4項第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられたとき
 - (4) 物件使用に関し、乙が負担した第19条3項に規定する放置違反金及びレッカー代等の全額が、甲から乙に対して支払われないとき
 - (5) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと乙が認識したとき
 - (6) 物件の不返還があったと認められるとき

- (7) レンタル料金の不払い及び支払い遅延があったとき
3. 甲は、乙が本契約に係る取引上の判断にあたり、一般社団法人日本建設機械レンタル協会及び一般社団法人全国レンタカー協会に照会し、甲又は甲の指定する者の情報を、甲との契約締結審査のため、及び、レンタルの提供のために利用することがあることについて同意する。

第34条 (保険)

1. 乙は自動車登録番号標付き車両については、自賠責保険及び自動車保険(対人・対物・搭乗者)に、その他の物件に関しては賠償責任保険に加入する。
2. 前項の保険においては、台風、竜巻、洪水、高潮、地震、噴火、津波等の自然災害、甲の故意又は重大な過失その他の各保険契約に関する保険約款の免責条項に定める事由に起因する損害は填補されない。
3. 甲は、保険事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず、法令上の処置をとると共に、直ちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従って必要な一切の書類を速やかに乙に提出する。

第35条 (契約の解除)

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除する事ができる。
 - (1) 本約款又は個別契約の条項のいずれかに違反したとき
 - (2) レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき
 - (3) 自ら振出し又は引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払い不能若しくは支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手續開始の申立があったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められた使用方法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、又は住所・居所が不明となったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - (8) レンタル利用に関して、不正な行為(違法行為又は公序良俗に違反する行為等)があったとき
2. 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに物件を乙に返還すると共に、個別契約において取り決めたレンタル期間満了時までのレンタル料を、ただちに現金で乙に支払う。
3. 甲に本条第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務を直ちに現金で乙に支払う。

第36条 (契約解除の措置)

1. 甲は、前条により乙から物件の返還請求があった場合、直ちに個別契約で定める場所に返還する。
2. 甲が物件の即時返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合は甲はその損害を負担する。

3. 返還、回収に伴う輸送費その他一切の費用は、甲の負担とする。
4. 甲は、返還の際、物件の損傷、その他原状と異なる場合、その修理費用を負担する。
5. 物件の返還は、甲及び乙立会いで行い、甲がこれに立会わない場合、乙の検収結果に異議なきものとする。
6. 甲は、物件の返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。
7. 契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。

第37条 (中途解約)

1. 個別契約期間中における中途解約は認めない。ただし、甲が特別の事由により申し入れ、乙が相当と認めた場合はこの限りではない。
2. 前項において解約が認められた場合、甲は直ちに第27条の規定に基づく手続を履行する。
3. 本条第1項ただし書の規定により物件が返還された場合、甲は乙に対し、個別契約において取り決めたレンタル期間満了日までのレンタル料総額と既払額との差額(未清算金)を支払う。ただし、取り決めのない場合は甲乙協議のうえこれを決定する。

第38条 (解約損害金)

第35条又は第37条によって、本契約が個別契約に定めた契約期間を満了せずに終了した場合でも、甲は乙に対し、個別契約に定めた契約期間満了までのレンタル料を支払う。

第39条 (遅延損害金)

甲は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、乙に対して年率14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第40条 (秘密の保持)

1. 甲及び乙は、レンタル契約に伴い知り得た一切の情報を、契約終了後も他に漏らしてはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、本条に定める秘密保持義務を負わないものとする。
 - (1) 相手方からの開示の時点で既に公知の情報
 - (2) 相手方から開示後、自己の責によらず公知となった情報
 - (3) 相手方から開示を受けたときに既に自己が知得していた情報
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (5) 相手方から開示された情報と無関係に独自に作成した情報
 - (6) 法令により開示することが義務づけられた情報

第41条 (連帯保証人)

1. 甲は、乙が要求する場合には、連帯保証人を付けなければならない。連帯保証人は極度額を限度として甲と連帯して契約上の義務を負う。ただし、連帯保証人が法人の場合、極度額の適用はおこなわない。
2. 甲は、連帯保証の委託に先立ち、連帯保証人に対して、次の項目について正確な情報を提供し、連帯保証人は、本情報の提供を受けたことを確認する。ただし、連帯保証人が法人の場

合は、この限りではない。

- (1) 甲の財産及び収支の状況
 - (2) 甲が主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - (3) 甲が主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
3. 連帯保証人が法人の場合、かかる連帯保証人は、本条第1項、第2項にかかわらず、本契約及び個別契約から生ずる甲の一切の債務を連帯して保証する。

第42条 (公正証書)

甲及び連帯保証人は、乙から請求があった場合、いつでも契約について強制執行認諾条項を付した公正証書を作成することに同意し、その費用は甲の負担とする。

第43条 (分離可能性)

本約款の各条項は、法律が許す範囲で可能な限り有効となる方法で解釈されるものとし、本約款のいかなる条項についても法律に違反している又は執行不能と判断される場合には、その条項の残りの部分又は本約款の他の条項を無効又は執行不能にすることなく、その条項はその法律違反の限度においてのみ無効又は執行不能となる。

第44条 (準拠法)

本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

第45条 (専属的合意管轄)

レンタル契約に基づく甲及び乙間の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第46条 (誠実協議)

本約款及び個別契約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

以上